

患者様・ご家族様へ

九州厚生局佐賀事務所への届け事項について

1.基本診療料の施設基準（※）

- ・一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 6
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- ・地域包括ケア病棟入院料 2
- ・地域包括ケア病棟入院料 看護補助者配置加算
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・診療録管理体制加算 3
- ・感染対策向上加算 3
- ・データ提出加算 1、3
- ・患者サポート体制充実加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算

2.特掲診療料の施設基準（※）

- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ニコチン依存管理料
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・二次性骨折予防継続管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・外来ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・コンタクトレンズ検査料 1

入院時食事療養について

当院に入院してある方の食事については、医師の指示により管理栄養士のもとで症状に合わせた調理と適時（夕食については午後 6 時以降）・適温による食事を提供しています。

※施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。
当院はこれらの施設基準に適合しています。